

E i w a N e w s

電子証明書について

令和3年6月
(No. 191)

大法人に対する法人税等の電子申告の義務化や、法定調書・給与支払報告書の電子等による提出義務基準の引き下げがされたりと、近年諸手続きの電子化への流れが進んでいます。そのような中でe-Tax等を利用して税務手続きを行う場合には、電子証明書が必要となりますので、今回は電子証明書についてご紹介します(手続きによっては電子証明書が不要なものもあります)。

また、電子証明書を取得することにより、税務関連の手続き以外にも法務局関連、社会保険・労働保険関連の手続きもオンラインでの対応が可能になります(取得した電子証明書によって利用できる手続きが異なります)。

【1】e-Tax(国税の電子手続)、eLTAX(地方税の電子手続)で利用できる電子証明書

法人が利用可能な電子証明書には以下のものがあります。

(1) 商業登記認証局が発行する電子証明書

- ・発行される電子証明書はファイルタイプのみ

※商業登記電子証明書をICカードに格納してICカードタイプとすることも可能(法人認証カード)

(2) 地方公共団体が運営する公的個人認証局が発行する法人代表者に係る電子証明書

- ・法人代表者のマイナンバーカード

(3) その他民間認証局等が発行する電子証明書

① 株式会社帝国データバンク(電子委任状取扱事業者)

TDB電子認証サービスTypeAに係る認証局が作成する電子証明書

② 東北インフォメーション・システムズ株式会社

TOiNX電子入札対応認証サービスに係る認証局が作成する電子証明書

③ 日本電子認証株式会社

AOSignサービスG2に係る認証局が作成する電子証明書

④ 株式会社NTTネオメイト(電子委任状取扱事業者)

e-Probatio PS2サービスに係る認証局が作成する電子証明書

⑤ セコムトラストシステムズ株式会社(電子委任状取扱事業者)

セコムパスポート for G-IDに係る認証局が作成する電子証明書

⑥ 三菱電機インフォメーションネットワーク株式会社(電子委任状取扱事業者)

DIACERTサービス、DIACERT-PLUSサービスに係る認証局が作成する電子証明書

※電子証明書に記載されている事項(利用者氏名・住所、企業等の商号・本店所在地等)に変更があった場合は、失効手続きをし、新たに電子証明書の発行手続きが必要となります。失効した場合の残存有効期間に対する手数料の返金や再発行手数料等は、発行機関により異なります。

【2】電子証明書の種類

(1) ファイルタイプ

パソコンに直接インストールして使用

- ・ 価格が安い
- ・ 複数のパソコンにインストール可能なため、不正利用のための対策が必要

(2) ICカードタイプ

ICカードをICカードリーダーライターに差し込み使用

- ・ 価格が高い
- ・ 別途ICカードリーダーライターが必要
- ・ 不正コピーが不可能であり、ICカードがなければ使用できないため管理がしやすい
- ・ 複数枚所有したい場合は、追加での購入が必要

参考) 商業登記電子証明書のファイルタイプとICカードタイプの料金の比較

商業登記認証局が発行する電子証明書(ファイルタイプ)

有効期間	3ヶ月	6ヶ月	9ヶ月	12ヶ月	15ヶ月	18ヶ月	21ヶ月	24ヶ月	27ヶ月
手数料	1,300円	2,300円	3,300円	4,300円	5,300円	6,300円	7,300円	8,300円	9,300円

日本電子認証株式会社 法人認証カード(ICカードタイプ)

有効期間	3ヶ月	6ヶ月	9ヶ月	12ヶ月	15ヶ月	18ヶ月	21ヶ月	24ヶ月	27ヶ月
販売価格	20,350円	26,950円	33,550円	40,150円	46,200円	52,800円	59,400円	66,000円	72,600円

※法務局へ納付する上記ファイルタイプの電子証明書の発行手数料(収入印紙代)が別途必要です。

【3】e-Taxで申告等データを送信する際の電子署名等の一部省略

(1) 所得税徴収高計算書(10種類)、納付情報登録依頼及び納税証明書の交付請求(署名省略分)

利用者識別番号(ID)及び暗証番号(PW)のみによる送信が可能

(2) 税理士等が納税者の申告等データを作成し、送信する場合

上記(1)の手続き以外の場合であっても、税理士による代理送信の場合は、税理士等の電子署名等のみで送信が可能

参考) 申告等データを送信する際の電子証明書の添付の要否について

申告者	送信者	所得税徴収高 計算書	納付情報 登録依頼(納税)	納税証明書の 交付請求	左記以外の申告、 申請・届出
納税者本人	納税者本人	不要	不要	要(※)	要
関与先納税者	税理士	不要	不要	要(※)	納税者本人の電子 署名の省略が可能

(※)納税証明書の交付請求(署名省略分)は、電子証明書の添付は不要です。

ご不明な点がございましたら、お気軽に弊社事務所までご連絡くださいますよう、
よろしくお願ひ申し上げます。